

竹田市公立幼稚園園務支援システム導入業務

竹田市の公立幼稚園の業務の多くがデジタル化されておらず、こどもたちに接する時間を確保するため、いわゆる事務仕事である園務を省力化していく必要がある。そのため今年度においては、竹田幼稚園、南部幼稚園にネットワークの構築を行い、WiFi 環境を整備し、園務のデジタル化を図る事となった。ICT を活用したシステムの導入に当たり、安定的で機能的に優れたシステムの導入及び保守管理を確保できる質の高い事業者を公募型プロポーザル方式により選定するための手続等に関し、必要な事項を定めるものである。

1. 業務内容

別紙「仕様書」及び「機能要件書」のとおり。

2. 履行場所

「別紙 履行場所一覧」のとおり

3. 導入期間 契約締結日から令和3年11月15日まで

4. 実施形式

公募型

5. 参加資格

プロポーザルに参加を希望する者は、原則竹田市物品等競争入札参加資格を有していることが条件となります。年度途中での申請も可能であるので、契約の前までに登録を完了してください。

6. 実施日程

本選定のスケジュール概要は以下のとおりである。

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) ホームページでの募集開始 | 8月10日(火) |
| (2) 仕様書等に係る質問受付期限 | 8月20日(金) |
| (3) 仕様書等に係る質問への回答期限 | 8月24日(火) |
| (4) 企画提案書提出期限 | 8月25日(水) |

企画提案書の提出を参加表明とする。参加資格の有無等については、提案書等で審査する。

- | | |
|---------------|-------------|
| (5) プレゼンテーション | 8月30日(月) 予定 |
| (6) 第1候補者の決定 | 9月1日(水) 予定 |
| (7) 選定結果の通知 | 9月1日(水) 予定 |

※プレゼンテーション日程は予定ですので、提案書の提出後日程を通知する。

7. プロポーザルの内容に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付方法

質問は電子メールでのみ受け付ける。なおメールの本文には質問内容を記述せず、「プロポーザルに係る質問書(別紙○)」(以下「質問書」という)に内容を記載の上、添付して提出すること。質問書には、質問日、会社名、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号、電子メールアドレスを併記すること。

(2) 受付先

(3) 回答方法

「実施日程」に記載の期日までに質問書に記載の電子メールアドレス宛てに回答する。ただし、質問内容によっては期日までに回答できない場合もある。

8. 仕様

今年度は9月中に契約を行い、10月1日から1年間使用する使用料と導入に係る経費がわかるように見積書を提示すること。研修等導入支援にかかる経費は導入に係る経費に算入すること。なお、予算の範囲は税込みで使用料660千円、導入に係る経費は143千円。ただし、支払の方法等は契約等で定めるものとする。

9. 企画提案書及び参考見積

① 提出部数(紙ベースで下記の部数及びデータで提出)

企画提案書(任意様式) 15部

② 提出場所及び提出期限

提出場所 竹田市教育委員会 教育総務課施設管理係

提出期限 令和3年8月25日(水)午後5時まで必着

③ 企画提案書の形式について

原則A4版とする。また、企画提案書の記載にあたっては理解を容易にするために、写真、イラスト、イメージ図等を使用しても構わない。ページ数については、30ページを上限とし、ページ数には、表紙、及び目次または会社の概要等の説明に関する部分について、含まないものとする。参考見積書を含むものとする。A3番は2ページ分とする。

④ 企画提案書の内容について

ア) 会社概要

イ) 導入実績

今回は幼稚園への導入であるので、幼稚園に導入した実績と業務改善となった効果を説明してほしい。

ウ) システムの概要

エ) システムの機能

機能要件書にあるものも含め、画面構成や機能の使い勝手などを説明し、機能を説明する中で、どう園務改善につながるのかを明示していただきたい。

機能要件書にはないが他社システムにはない機能など、オプション機能などで、より園務改善につながる等の説明をお願いしたい。

オ) 保守体制

8. 提出された書類について

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、竹田市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、当市から指示があった場合を除き認めない。

9. その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を当市に請求することはできない。
- (2) 選定後又は契約締結後に、受託候補者の提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することがある。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、選定の前後に関わらず参加者を失格とすることがある。

ア 参加資格を満たしていない場合。

イ 提出期限、提出先、提出方法が適合していない場合。

ウ 当該プロポーザル関係者に対して、審査の公平性を阻害する行為が判明した場合。

エ 参加資格に虚偽の記載が判明した場合。

<担当、問い合わせ先>

竹田市教育委員会 教育総務課

電話 0974-63-4816

E-Mail: kyoiku@city.taketa.lg.jp

履行場所一覧

別紙

施設名	住所	定員数
竹田市立竹田幼稚園	大字会々 1 6 3 6 番地 1 2 2	定員 6 0 名 在籍 2 0 名
竹田市立南部幼稚園	大字君ヶ園 1 1 5 8 番地 3	定員 6 0 名 在籍 2 5 名